

広報 たかはた



Topic

- 02 謹賀新年 新年のごあいさつ
- 04 新春文芸
- 08 町・県民税の申告期限は3月15日(金)
- 36 わらじみこし お斎灯焼き

人口と世帯数

12月1日現在

人口	23,498人
男	11,457人
女	12,041人
世帯数	7,608世帯

新年のごあいさつ



高島町長

寒河江 信

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えることとお慶び申し上げます。

さて昨年を顧みますと、平昌オリンピックでの日本人選手のメダルラッシュで日本中が感動と興奮に包まれた一方、西日本豪雨や北海道胆振東部地震など大きな自然災害に見舞われた年でもありました。

そのような中、町におきましては、8月に横浜市栄区との友好交流記念公演「ポロニとムキ物語」の上演、10月には「クラシックカーレビュー in 高島」が行われ、県内外の多くの方々に大いに楽しんでいただきました。

このような事業をはじめ、町政各般にわたる諸事業を関係各位のご支援により順調に進めることができましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、今年の町政運営につきましては、高島町第6次総合計画のスタートの年となります。計画の中で、町のめざす将来像を『ゆきかう「またね8」あふれる「うふふ8」と

定めました。

町民の方へのインタビュー、全5回のまちづくりカフェにおいて、町民のみなさまの今後の高島町に対する思いをお伺いし定めたものです。

人口減少や少子高齢化の影響、変化の激しい社会情勢、異常気象が起因と思われる自然災害による各種影響など多くの課題が立ちはだかる中、以下の点を重要な課題と捉え、取り組んでまいりたいと考えております。

1点目は、子育て支援の充実です。昨年から着工している新町立図書館、屋内遊戯場が今年オープンいたします。みなさまが利用しやすい施設になるよう、現在計画を進めております。また、乳児期、幼少期の各種サポート、児童生徒の支援体制の充実、医療費のサポート等を引き続き実施し、子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

2点目は、社会基盤の整備促進です。特に、東北自動車道へのスマートインターチェンジの設置実現に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

3点目は、老朽化した公共施設やインフラ施設の大規模改修です。旧中学校や町内の各施設については、修繕、更新、除却などを実行し、町民の安全・安心を確保しながら、財政が厳しい中にあつても事業費の平準化を図り、将来世代に多大な負担をかけることのないよう、効率的かつ効果的な維持管理を推進してまいりたいと思っております。

4点目は協働と共生を基本としたまちづくりの推進です。行政・町民・企業など町を支える多様な主体が互いに連携、協力し、町の特色ある資源の磨き上げ、再発掘、活用を行い、産業振興と多様な働き方を創出し、安心して住み続けられるまちづくりを進めることにより、町の魅力を高め、多彩な人やもの流れを作り、持続的な発展を続けていけるよう進めてまいります。

本年も、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。新年のあいさつといたします。

2019年(平成31年) 謹賀新年



高島町議会議長

近野 誠

あけましておめでとうございます。

町民の皆様には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は議会活動に対し、町民皆様の特段のご理解とご支援、ご協力を賜りました事、厚くお礼を申し上げます。

昨年は、大雪による日常生活への影響や、台風、大雨など異常気象による被害が心配された1年でもありました。特に夏の暑さは、過去に経験をしたことのないような酷暑が連日続きました。議会としても町民の皆様の安全安心を守るため、災害に対する対応について再度確認をし、日頃からの防災対策に万全を期す必要性を感じたところであります。

また、一昨年11月開通の「東北中央自動車道・福島―米沢間」に続きまして、今年度中には「東北中央自動車道・南陽高島―山形上山間」が開通いたします。この開通によりまして、冬期間の安全な通行が確保され、高速

化に伴う物流効率により地域産業が活性化するとともに、広域的な観光交流の推進と拡大が図られ、地域全体が更に発展していくものと期待をしているところであります。

現在、「新高島町立図書館」と「高島町屋内遊戯場」が、今年夏の開館に向けて、建設工事が進められております。議会におきましても、より多くの皆様に利用していただき、愛される施設となるよう、町当局と共に協議を重ねておるところであります。

平成最後となる新しい年を迎え、議会といたしましては、新年度のスタートに向けて、町民全体の代表者であることを心し、町民の皆様の声を町政に反映させ、町民の負託にこたえるべく決意を新たにしているところであります。

人口減少、少子高齢化、景気や雇用などの課題が山積みしている訳でありますが、一つひとつ解決に向けて精進をし、町民一人ひとりの暮らしが豊かにならなければ

なりません。そのためにも議論を通じ、是非々々で本町発展のため、安心で豊かなまちづくりに向け、議員一同鋭意努力して参りますので、町民の皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、町民の皆様にとりまして希望に満ちた輝かしい一年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

新春文芸

広報たかはた「文芸欄」へ、みなさまからいつもすばらしい作品を投稿いただき、ありがとうございます。
新年を迎え、今年も良い一年であることを願って、選者の方々の作品を紹介します。
今年も多くの作品の投稿をお待ちしています。

俳句 初御空

村上清江

オリオンに魅かれ回るや冬銀河
丸木俊の襖絵
せり上がる赤き山脈寒詣
いくりどとう
礁怒濤飛沫切れなし冬の海
みそら
初御空戦なき世を祈りけり

川柳 己亥

高橋勝柳子

新年を猪突猛進目指す意気
猪年春景気躍動期待かけ
加速して走ろう猪年の初春だもの
剛をよく猪武者を制す柔

短歌 ああ改元の年

高橋杜代子

由ヶ嶽に初日昇りて平和なる
置賜平野に春を迎えん
卒論にある皇后となるべく生れし
気高き人よああ改元の年なり
あら玉の年を重ねて恙無く
生きることを幸として
いろり火にうから集いて餅を焼く
賑やかな正月遠く遙けし



第43回「小さな親切」 作文コンクール入選作品

「一歩踏み出す勇氣」

高畠小学校 六年 黒田 さくら

私には、後悔していることがある。今年の夏休み、私は家族で仙台市の科学館に行った。そこで私がしゃぼん玉のコーナーで遊んでいると、近くのコーナーで、やり方がわからずに困っている女の子とそのおばあちゃんを見かけた。私は、しゃぼん玉のコーナーに来る前に、そのコーナーで遊んでいたのやり方を知っていた。私は、二人のところに行って声をかけ、やり方を教えてあげたいと思ったのだが、知らない人に話しかける勇氣がなくて、声をかけられないままだった。すると、二人はあきらめて別のコーナーに行ってしまった。私が教えてあげれば、二人は笑顔で楽しく過ごせたはずなのに、わたしが教えてあげなかったことで、二人はがっかりした顔で行ってしまった。その二人の残念そうな顔が今も忘れられず、思い出すたびに心が痛む。

私には、一歩踏み出す勇氣が足りないと思った。その勇氣を身につけて、同じような後悔をくり返したくないと強く思った。そこで、勇氣を身につけるためにはどうしたらいいか考えた結果、まずは学校のあいさつ運動をがんばることから始めることにした。私は、学校では計画委員として、毎朝八時から十分間あいさつ運動に取り組んでいる。学校

詩

玉ねぎの苗

橘 朱果

初雪が、初雪が、枯れ葉の上に
うつすらとのつている

朝日が反射して輝いている

三角山の大朝日や闘牛の背のような蔵王が

真つ白だ

冬が来る、里にももうすぐ冬が来る

大根の葉のうすみどりがあざやかだ。

その下で、白い大根が丸々太っている

早く収穫して、冬に備えねば

きょうは大根抜きをしよう

畑のうすみどりが美しく光る中

右左にゆらして力一杯に抜く

畑に一日おいて、それから葉を下して

一本、一本新聞紙に包んで

大切に、大切に、コンテナに入れる

大根と白菜は玄関の片隅に

ねぎは友人からたくさんもらった

これはゴザに包んでたてかけておく

むかしは畑を掘って土の中に埋め

凍らさず新鮮に保存したものだ

晩秋、初めて玉ねぎの苗を植えた

頼り気ないほどか細く、小さな苗

こんな苗が果たして育つのだろうか

十日ほどして、ぐったりしていた苗が
立っている。根付いたのだろうか

湿った土から水分を吸い上げただけか

それから、数日後初霜が下りた

畑の草が白く光って見えた

縁石の上辺も白く光っている

苗は？長靴履いて畑に入る

霜を踏んでいるという感覚はないが

あの玉ねぎのか細い苗は？

ああ、やっぱりダメか

みな地べたに倒れている

霜を払ってやろうと思ったが止めた

ダメならダメでよし、来年またがんばろうと

日中、晴れて陽があつた

翌朝なんと、苗がまっすぐに立っている

根はやられていない

根から送られた養分で起き上がったのだろうか

か細く、頼りない苗でも

根がしっかりしているとまた立ち直る

これには正直おどろいた

生命力の強さよ、少々のことには耐えるのだ

根もとの白くかわいい球根が

いのちの秘密

いのちそのものに力がある

のみんなが明るいあいさつで一日をスタート
できるようにする目的で行っているあいさつ
運動だが、ねむかったり、つかれていたりし
てしっかりとあいさつ運動に取り組めないこ
ともあった。でも、仙台に行ってから、あい
さつ運動に取り組むときの気持ち少し変
わった。知っている友達にはもちろん、知ら
ない下級生にも今まで以上にしっかりとあい
さつをすることが、あの時の自分になかった
勇気を身につけることにつながると思ったか
らだ。このことを意識してあいさつ運動に取
り組んでいるが、はじめは少し緊張してし
まって、声小さくなってしまうたり、相手
のことをよく見ないであいさつしたりしてし
まっていた。でも、少しずつなれてくると、
声も前より大きくなり、落ち着いてあいさつ
ができるようになってきた。すると、相手か
らのあいさつも前より明るくなってきたよう
に思う。相手が笑顔であいさつを返してくれ
た時は、心が通じ合ったと思いい、うれしくな
った。

知らない人に話しかけたり、出会ったばか
りの人と話をしたりする時、まだドキドキし
てしまうが、それでも、あいさつ運動を通し
て、前より一歩踏み出す勇気をもてるようにな
ったと思う。少しの意識を変えて、自分か
らあいさつをしたことで、自分にも周りにも
いい影響が生まれた。親切は、勇気だと思っ
た。この経験をかかして、私はこれからも自分の
勇気を大きく強くしていけるように、あいさ
つ運動をがんばっていききたい。そして、困
つた人を見かけた時には、今度こそ、勇気を出
して、自分から声をかけ、相手の役に立てる
ようにしたい。

◆ 2. 財政援助団体監査

○ 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体の監査

対象：社会福祉法人 高島町社会福祉協議会
(所管課：福祉こども課、健康長寿課)

○ 監査の範囲

町が財政的援助を与えたものの出納状況およびその他の事務の執行状況

- ① 平成 29 年度 高島町社会福祉協議会運営費補助金
14,766,642 円
- ② 平成 29 年度 高島町老人福祉センター運営費補助金
12,516,415 円
- ③ 平成 29 年度 高島町地域除雪活動体制整備事業補助金
200,000 円
- ④ 平成 30 年度 高島町社会福祉協議会運営費補助金
15,608,000 円
- ⑤ 平成 30 年度 高島町老人福祉センター運営費補助金
13,031,000 円

○ 監査意見

高島町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、限られた職員体制の中で、地域福祉サービスの充実を図るため、生活支援に関する活動をはじめ、地域支え合い事業、高齢者の生きがいと健康づくり等の活動、さらには介護保険事業など、さまざまな活動を展開されて、町の福祉向上に大いに貢献されているところである。

ただ、近年は生活困窮者や精神疾患を抱える方々の相談業務が増加している傾向にあり、業務時間外での対応が多くなるなど、社協の職員体制の強化が必要となってきた。

町からの補助金交付については、事業の重要性を鑑み、社協の役職員の人件費と研修費相当の金額が交付されており、社協の事業推進に支障をきたさないようになっている。

また、町福祉こども課や健康長寿課との連携、さらには多くのボランティアの



○ 監査の期間

平成 30 年 10 月 10 日から平成 30 年 12 月 10 日まで（平成 30 年 11 月 19 日に高島町社会福祉協議会の現地監査を実施）

○ 監査の主眼・手続

監査にあたっては、監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを主眼に、所管課および財政援助団体から関係書類の提出を求め、書類審査および関係職員から説明と聴取を求め実施した。

○ 監査の結果

(1) 所管課

補助金に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められる。

前回監査で改善措置とした補助金交付要綱の内容は改善されていた。

(2) 財政援助団体

関連する事務については、適正に行われていると認められる。

協力のもと、各種事業活動が順調に展開されているところである。

また、施設面をみると、老人福祉センターは築 40 年が経過して老朽化が進んでいるが、平成 27 年度に日本郵便年賀寄附金配分の助成を受け、相談室新設や事務室拡張工事等を行うことができ、事務室の狭隘さや相談室不足などが解消されて、利用者にとって雰囲気の良いセンターとなっている。

今後も、施設の修繕等を積極的に行って、多くの住民が利用しやすい施設として、事業運営と施設管理に務めてほしいものである。

最後に、これまで同様、社会福祉法人としての役割を果たしながら、住民の福祉ニーズに即応した取組を行い、地域福祉の推進に活躍されるよう期待するものである。



監査結果

法令および年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせします。

◆監査委員

遠藤 寿志 中川 正昭

▶問合せ先/町監査委員事務局

☎(52) 4 4 8 5

◆1. 定例監査

○監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項および高島町監査委員条例第 3 条第 1 項の規定に基づく監査

対象：高島町立和田小学校・屋代地区公民館

○監査の期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 12 月 10 日まで

○監査の手続

監査の対象となった施設に関する事務の執行および事業の状況について、現地視察を行い、関係書類等に基づいて、質問、確認その他通常実施すべき監査手続を実施した。

○監査結果

- (1) 高島町立和田小学校 適正に行われていると認めた。
- (2) 屋代地区公民館 適正に行われていると認めた。

○監査意見

(1) 高島町立和田小学校



当該施設は、築 42 年が経過している中で、平成 22 年に耐震工事を経て現在に至っている。

また、適時に老朽部分や危険箇所の修繕等を実施しながら、教職員が一丸となって学校教育

目標の実現に向けて取り組まれているところである。

そして、校舎内外とも整理整頓や清掃がきちんと行き届き、町の施設として適正に維持管理が行われていた。さらに、校舎内外の安全点検を徹底しながら、避難訓練の実施や有害鳥獣に対する対応にも気を配るなど、地域の方々の協力のもと、安全・安心な学校運営に力を入れていたところである。

ただ、施設の設備等の老朽化が進んでいる箇所があり、専門業者による点検結果に対する修繕等が追いついていない部分もあるので、適正な維持管理や児童の安全面からも、早急な対応が必要と思われる。

今後とも、老朽化している部分についての年次計画的な修繕等を心掛けて、児童が安全で楽しく学校生活を送れるよう、町立小学校としての適正な施設管理運営に努めてほしいものである。



(2) 屋代地区公民館

当該施設は、平成 24 年度に屋代地区防災センターとしての機能を持つ地区公民館として整備され、町内では最も新しい地区公民館として、地域の多くの方々に利用されている施設となっている。また、この施設は、太陽光発電、蓄電装置も設置されており、災害時の避難所としても使用されることになっている。

また、年間を通して、地区公民館として地区独自の事業をはじめ、多彩な事業展開にも力を入れて、屋代地区における中核施設としての役割を大いに発揮されていると思われる。その中で、館内外の整理整頓や清掃等についても適正に行われていたところである。

さらに、公民館使用料等の取扱いについても、きちんと入金されており、各種契約事務処理等についても、適正に行われていた。

今後とも、施設の利便性を考慮しながら、地区住民の方々が安心して気軽に利用しやすい施設として、適正な管理運営に努めてほしいものである。



町・県民税の申告期限は 3月15日(金)

▶問合せ先/町税務課住民税係 ☎(52)4477

町・県民税申告書を
1月下旬に送付します

町・県民税の申告をお願いします

平成31年度の町・県民税は、平成30年中の所得金額等に基づいて課税されます。
適正な課税のため、申告が必要な人は必ず期限までに申告してください。

■申告に必要なもの

【本人が申告書を提出する場合】

①申告書

②印鑑

③所得が確認できるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証 など

④所得控除の資料となるもの

医療費控除の明細書等、社会保険料(国民年金等)、生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障害者手帳等の福祉手帳 など

※収入や控除の証明書は、平成30年1月から12月までの1年間に収入があったもの、支払を行ったものが対象となります。

⑤マイナンバー確認に必要なもの

① マイナンバーカード(個人番号カード) ※被扶養者等を含む

② ①をお持ちでない場合は、個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)と、身元確認書類(※

【代理人が申告書を提出する場合】

①申告者のマイナンバーカード(個人番号カード) 両面のコピー。

右記がない場合、個人番号通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)のいずれかと、身元確認書類(※)のコピー。

②代理権を確認できる書類

(同一世帯員の場合は不要です)

委任状等

③代理人の身元確認書類(※またはマイナンバーカード(個人番号カード))

※身元確認書類

運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなどのうち、いずれか一つ。ただし、写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行うときは2種類以上必要です。

■申告書の送付対象者

【申告書が送付される人】

町・県民税申告書は、税務署から確定申告のお知らせ等が送付されない見込みの人で、一定の要件にあてはまる人に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった人には送付いたしません。

【申告書が送付されない人】

主に、前年の申告内容が次のよう
な人です。

①無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養になっている)

②年金収入のみで申告書を提出していない

③給与収入のみで住民税が給与から差し引きされている

(注)申告書が送付されない人でも、年の途中で会社を辞めたなどの理由で住民税の申告が必要な人は、町ホームページより申告書様式をダウンロードできます。郵送希望の場合は、問合せ先までご連絡ください。

●所得税の確定申告は税務署へ
所得税の納付・還付のある人、確定申告のお知らせ等が送付された人などは、税務署にご相談ください。

▼米沢税務署 ☎(22)6320
〒992-0039
米沢市門東町一丁目1番9号

■申告は郵送が便利です

「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、マイナンバーカード(個人番号カード) 両面のコピー(上記がない場合、個人番号通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票の写しのいずれかと、身元確認書類(※)のコピー)と、必要書類を添付して町税務課に郵送してください。

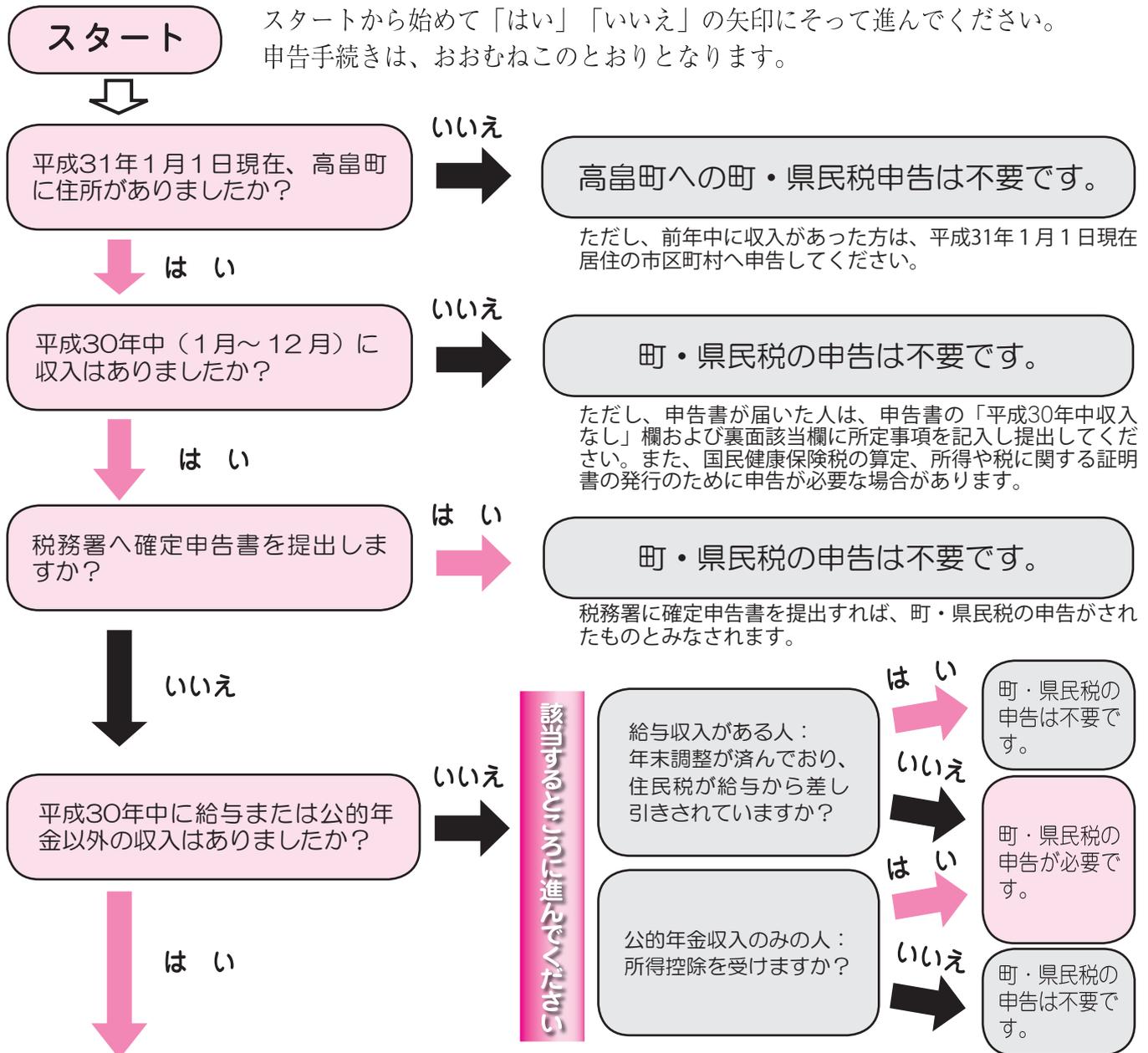
■申告相談

申告書の書き方がわからない人は、申告相談会場にお越しください。
★申告相談の会場は町中央公民館2階大会議室となっております。行政区ごとに相談日を設けております。詳細は、日程表をご確認ください。

事業主のみなさんへ

平成31年度(平成30年分)「給与支払報告書」の提出期限は1月31日(木)です。

町・県民税あなたの申告は必要？不要？



次のいずれかの申告が必要です。

営業・農業・不動産所得等の平成30年中の収入状況について申告が必要です。

町税務課への町・県民税申告

- 税務署への確定申告が必要ない人でも、給与、公的年金以外に収入がある場合は、税務課への申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出すれば、税務課への申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円以下で税務署への確定申告が必要ない人でも、公的年金以外に20万円以下の収入がある場合は税務課への申告が必要です。

税務署への確定申告

- 営業・農業・不動産等の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
 - 年末調整済みの給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える人、または公的年金の受給者で、公的年金以外の所得が20万円を超える人
- 所得税の納付・還付が必要な人は、税務署への確定申告書の提出が必要です。税務課の申告相談でも確定申告書を税務署へ提出することができます。

平成31年度分 町・県民税個人申告相談受付日程

混雑緩和のため、行政区ごとに相談日を指定させていただいております。ご確認のうえおいでください。指定された日でない日に申告相談する場合は、指定されている行政区の方が優先となりますので、ご了承ください。

— 申告相談会場は「町中央公民館大会議室(2階)」—
午前の部は8時30分受付開始です

冬期間につき、大型除雪車による早朝除雪作業を行っています。
 作業の安全のため、午前8時前のご来場はご遠慮くださるようご協力をお願いします。

月日	曜日	午前の部	午後の部	地区
		受付時間／8時30分から11時まで 申告相談／8時45分から	受付時間／正午から15時まで 申告相談／13時から	
2/8	金	給与・年金のみの所得者で、還付申告（医療費控除等）のある人の受付となります。		全地区
12	火	東本町・西本町	竹上・竹中	屋代
13	水	細越・山越・中組	竹下・竹向・中才	
14	木	根岸	砂押・深上・西館	
15	金	時沢・大笹生	野手倉・日向	
18	月	大新	館の内・桐町・屋代山崎	
19	火	相森	柏木目・三条目・川沼	
20	水	中島南・露藤下	中島北・船橋・文殊ヶ丘	亀岡
21	木	亀岡一・亀岡二・亀岡三	亀岡四・入生田南	
22	金	入生田西・入生田北	露藤上・露藤中	
25	月	下和田南・馬頭東・馬頭西	佐沢上・佐沢下・南佐沢	和田
26	火	川北下・海上小倉・立石	中和田東部・中和田西部	
27	水	元和田北・元和田西	下和田十二・下和田北	
28	木	上和田第一・上和田第二・上和田第三	両組・川北上	
3/1	金	上町・仲町・元山崎	本町・石岡	
3	日	休日相談 全地区対象の受付となります。		全地区
4	月	共栄・蛇口・津久茂	宮町・下町	糠野目
5	火	上平柳・西町	三軒屋・沢口・中瀬	
6	水	家中・小其塚・駅前	夏刈・上山崎・若葉平・駅前	
7	木	上駄子町・弁天前・下宿	上宿・田沢・筋	二井宿
8	金	中・入	大町一・大町二	
11	月	大町三・横町・桜木町・北目	幸町一・幸町二・幸町三・塩森	高畠
12	火	荒町一・荒町二・旭町	御入水・青葉町・飯森	
13	水	安久津一・安久津二・緑町	鳥居町・小郡山・高安	
14	木	駄子町・蛭沢・入蛭沢	弥生町	
15	金	泉岡・元町三	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	

※3月3日(日)は休日相談いたします。地区指定を行わないため大変な混雑が予想されますので予めご了承ください。

問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52)4477

確定申告書・住民税申告書の提出の際には、

マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◇マイナンバーカード（個人番号カード）がある場合

・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

◇マイナンバーカード（個人番号カード）がない場合

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは、住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれか一つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証・公的医療保険の被保険者証
 - ・パスポート・身体障害者手帳
 - ・在留カード などのうちいずれか一つ
- ※写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行う場合は2種類以上必要です。

～ 税務署からのお知らせ ～

▶問合せ先／米沢税務署 ☎(22) 6 3 2 0
※音声案内に従い2番を選択してください

米沢税務署でも、所得税の確定申告書作成指導会場を開設しています。平成30年中、新たに住宅を取得した人を対象にした住宅借入金等特別控除相談会も開催されますのでご利用ください。

内容	開設日時	場所
確定申告書作成指導会場	2月18日(月)～3月15日(金) 9時～16時 ※土日除く	フジワビル3階 米沢市門東町1-1-5
住宅借入金等特別控除相談会	2月14日(木)・15日(金) 9時～15時	

ご利用ください！

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」

自宅などで申告書を作成し、郵送またはe-Tax等で確定申告書等を提出することができます。

介護保険による税控除のお知らせ — 介護保険サービスの医療費控除 —

▶問合せ先／町町民課介護保険係 ☎(52) 1 2 8 8

介護保険サービスを利用した場合の医療費控除

平成30年1月から12月までに介護保険サービスを利用して負担した利用料については、医療費控除の対象になるものがありますので、ご確認ください。

介護保険サービスの領収書に医療費控除となる金額が記載されています。

◆特別養護老人ホームをご利用の場合

介護保険利用者負担分(1割または2割または3割)および食費・居住費負担分としてお支払いいただいた額の2分の1相当額が医療費控除の対象になります。

◆介護老人保健施設および介護療養型医療施設をご利用の場合

施設サービス費にかかわる自己負担額および個室・特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限り)について医療費控除の対象になります。

◆在宅サービスをご利用の場合

居宅サービス計画にもとづいて利用した、次に掲げる居宅サービスでの自己負担額が医療費控除の対象になります。確定申告の際に「医療費控除の明細書」を作成し添付するか、支払った領収書を添付することで控除を受けることができます。指定居宅事業者が発行する領収証に、医療費控除の対象になる医療費の額が記載されることになっています。

◎訪問看護 ◎訪問リハビリテーション ◎居宅療養管理指導 ◎通所リハビリテーション

◎短期入所療養介護(ショートステイ)

このほかに、これらのサービスと併せて利用することで医療費控除の対象になる次のサービスがあります。

◎訪問介護(生活援助中心型を除く) ◎訪問入浴介護 ◎通所介護(デイサービス)

◎小規模多機能型居宅介護支援 ◎短期入所生活介護(ショートステイ)

おむつ費用の医療費控除

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている人で、次の条件に該当すれば、証明書を発行することができますので、町町民課介護保険係に申請してください。証明書(1通400円)を発行します。

《介護保険要介護認定で使用する主治医意見書の次の3項目全てに該当するもの》

1. 平成30年1月1日以降に作成されたもの
2. 障がい高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上
3. 尿失禁発生の項目が記載されたもの

※介護認定の期間が13か月以上あり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り、前年もしくは前々年の主治医意見書となります。



今年度新車を購入したみなさんへ 平成31年度もグリーン化特例（軽課）が適用されます！

▶問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52)4477

《グリーン化特例（軽課）とは》

三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、初回の車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税の税率を軽減する特例措置です。

【対象】平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車での①～③のいずれかに該当するもの

特例①（概ね75%軽減）

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車
（平成21年排出ガス規制NOx【窒素酸化物】10%以上低減
または平成30年排出ガス規制適合）

特例②（概ね50%軽減）

乗用／平成17年排出ガス規制75%低減
または平成30年排出ガス規制50%低減（以下★★★★）
かつ2020年度燃費基準+30%達成
貨物／★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成

特例③（概ね25%軽減）

乗用／★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成
貨物／★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成

※燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分		税額（年額）			
		標準税額	特例①	特例②	特例③
四輪	乗用 自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	乗用 営業	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物 自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	貨物 営業	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※いずれも、軽減適用後の年度からは、標準税率となります。

● 灯油購入費を助成します ● 町福祉こども課地域福祉係 ☎(52)3564

町では、冬期間の生活を支援するため、対象となる世帯へ「灯油購入費」を助成いたします。

<助成対象世帯>

平成30年度の町民税が非課税世帯で、平成30年12月1日現在、町内に住所を有し、次の①～③のいずれかに該当し、実際にその住宅で生活している世帯。

- ① 高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成される世帯）
- ② 障がい者世帯（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳を所持している人がいる世帯）
- ③ ひとり親世帯等（18歳以下の子どもと父または母のみの世帯、両親が死亡もしくは行方不明等の理由にある18歳以下の子どもとその養育者で構成される世帯）

<対象外の世帯>

上記の①～③世帯であっても次に該当すれば対象外となります。

- ・高齢者や障がい者であっても、福祉施設入所者や長期入院者など、対象となる人が長期にわたり在宅でない世帯。
- ・平成30年1月2日から平成30年12月1日までの間に転入者がいる世帯。ただし、転入者の非課税証明があり、世帯全員が非課税者であれば支給対象となります。
- ・未申告者がいる世帯。（平成30年12月1日現在、世帯の中に一人でも未申告者がいれば、対象外となります。また、平成30年12月1日以後申告し、非課税となっても対象外です。）ただし、未申告者が申告不要で、世帯全員が非課税者であれば、支給対象となります。
- ・町内に住所があっても、他市町村で課税されている人がいる世帯。
- ・住民票上別世帯でも、同じ住宅に同居している世帯。

▶申請方法／申請書に記入押印のうえ、振込口座の通帳の写しとともに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

▶申請受付期限／1月31日(木)

▶助成内容／1世帯あたり5,000円（書類審査のうえ、該当する世帯主口座へ振り込みます。）

固定資産税 償却資産 について **No.3**

▶問合せ先/町税務課資産税係 ☎(52)2078

所得の申告とは別に
「償却資産申告書」の提出が必要です

申告期限 / 1月31日(木)

※申告期限日の前後数日は、窓口が混み合います。
事務処理の関係上、早めにご提出いただくようお願いいたします。

高島町内に償却資産を所有する人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

申告する必要がある人には、既に申告書を郵送していますが、初めて申告する人や申告用紙等が不足した場合など、ご不明な点は町税務課資産税係にお問合せください。

申告する必要がある人

平成31年1月1日現在において、事業（営業、農業、不動産業など）を行ううえで、使用できる償却資産を所有している個人や法人です。現に使用していなくても、事業で使用する目的をもって所有され、かつ、事業で使用することができると認められる状態であれば、申告が必要です。また、償却資産を共有している場合は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、**共有者全員の連名**で申告してください。

申告の方法および提出書類

○印が提出書類です。

区分	対象者	提出書類		
		申告書	種類別明細書	細目一覧表
初めて申告する人	①平成30年中に高島町内で事業を始めた人 またはリース資産を設置した人 ②今まで申告をしていない資産がある人	○	○ 賦課期日(1月1日) 現在、高島町内に ある全ての事業用資産	/
	③該当資産がない人 ※該当資産がない人は、申告書「18.備考」欄にある「該当資産なし」を○で囲んでください	○	×	/
前年度申告した人	①申告資産に増減・変更がある人 ・平成30年1月2日から平成31年1月1日の間に取得した資産または減少した資産 ・申告もれ資産 ・その他変更があった資産	○	○	○ 平成30年1月1日 現在所有の資産が印 字されたもの
	②申告資産に増減・変更がない人	○	×	○
	③廃業・解散・転出等をした人 該当資産がない場合 ※申告書「18.備考」欄に「廃止・解散・転出等」の旨と、その年月日をご記入ください	○	×	○

実地調査について

申告書受付後、確認作業の一環として実地調査を行うことがあります。その際、所得申告書添付書類（減価償却資産の計算書等）の写しを提出していただくことがありますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果によっては、申告書を修正していただくことがあります。また、前年度に申告もれの資産があった場合についても、過年度分の修正申告をいただくことがあります。どちらの場合も、**現年度だけでなく、過年度にさかのぼって課税することもあります**ので、あらかじめご承知おきください。

～新成人のみなさんへ～

20 歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、
病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、
働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。
20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

◆将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。
国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、
病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加
入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

□「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付
が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専
修学校および各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

□「納付猶予制度」

学生でない 50 歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の
納付が猶予される制度です。

※平成 28 年 6 月以前の期間は、30 歳未満であった期間が対象となります。

*保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保
険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続き等については、下記までお問い合わせください。

▶問合せ先／町町民課住民年金係 ☎(52) 1 3 4 5 米沢年金事務所 ☎(22) 4 2 2 0 音声案内⑤



高畠町は COOL CHOICE に賛同しています。

公共施設低炭素化推進モデル事業

▶ 問合せ先 / 町生活環境課環境係 ☎(52) 1 2 1 5

高畠町では、地球温暖化の防止のため、公共施設から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指し、公共施設の省エネ化を進めています。

太陽館では



脱衣室・休憩室などのエアコンを更新し、集中コントローラーによって運転の効率化を行います。また、照明の明るさをコントロールしながら、照明の消し忘れ等を防止する BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入します。

このような取り組みの中でより効率的な省エネとするために、次の工夫をしています。

- ◆ 部屋の大きさ、稼働状況などを踏まえ、エアコンの能力や、エアコンの系統分けを再検討しました。
- ◆ 蛍光灯を LED に更新した際の照度シミュレーションを実施し、必要以上に明るくなりすぎないようにします。

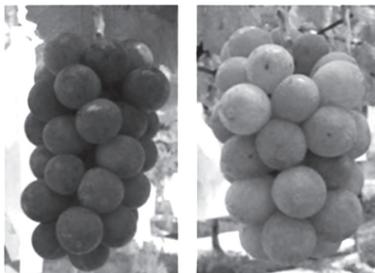
この他にも、運転状況をモニタリングし運用改善を行うなどの取組を実施していきます。

省エネ対策	年間温室効果ガス削減効果 (t-CO ₂)	年間ランニングコスト削減料 (万円)
高効率エアコンの導入	11.6	35
照明 LED 化 + 制御 (BEMS) 含む	22.8	67
合計	34.4	102

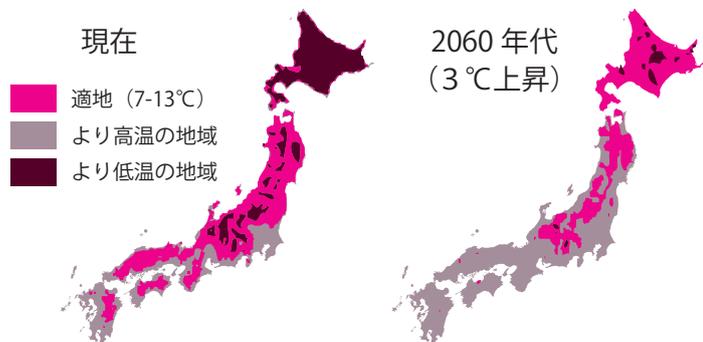
※ 11 月広報でお知らせしました、太陽館における温室効果ガス削減量とランニングコスト削減料に誤りがありました。上記記載の内容が正しいものとなります。

地球温暖化の果樹への影響

強い日射や高温等により、ブドウ、リンゴ等の着色が悪くなるなどの報告があります。また、将来、東北中部の平野部まで、リンゴが栽培しにくい気候となる可能性が示唆されています。



少し見にくいですが、左側のほうが色づきがよく、比べて右側は斑になるなど上手く色がつきません。



リンゴ栽培に適する年平均気温 (7 ~ 13°C) の分布
出典・参考：農業・食品産業技術総合研究機構「地球温暖化によるリンゴ及びウンシュウミカン栽培適地の移動予測」

出典 / 農林水産省「平成 26 年地球温暖化影響調査レポート」

今回は、文化ホールの取組内容等をご紹介します。

お知らせ

競争入札参加資格審査申請の手続きについて

町企画財政課

☎(52) 1 1 1 2

高 島町における 2019・2020 年度の競争入札等に参加を希望されるときは、競争入札参加資格審査申請の手続きが必要となります。右記により申請書を提出してください。

詳しくは、町企画財政課に「競争入札参加資格審査申請書提出要領」を用意しておりますので、ご利用ください。町ホームページでも確認することができます。

▶受付期間／

- ①郵送受付：2月1日(金)～15日(金)
- ②持参受付：2月18日(月)～28日(木)
- ※上記各期間の土日祝日を除く

▶受付時間／9時～正午、13時～15時

▶受付場所／役場第5会議室（1階）

▶ホームページ／<http://www.town.takahata.yamagata.jp>

募 集

奨学金の返還を支援します

町企画財政課企画調整係

☎(52) 1 1 1 2

若 者の定着・回帰を促進するため、町では山形県と連携して奨学金の貸与を受ける大学生等に対し、奨学金の返還支援事業を実施します。卒業後、町内への居住や就業等が要件になります。

▶対象者／次の項目全てに該当する人

- ①山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度卒業見込み、または、卒業した人
- ②大学、大学院修士課程、高等専門学校（第4学年以上）、県内の短期大学または、専修学校専門課程（以下「大学等」という）に来年度進学予定または在学する人
- ③日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を希望する方または貸与を受けている人
※第二種奨学金（有利子）についても対象となる場合がありますので、お問合せください。
- ④大学等を卒業後6か月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの人※
- ⑤次の対象産業分野への就業を希望する人
ア. 商工分野 イ. 農林水産分野 ウ. 建設分野
エ. 医療福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く）

▶募集人数／5人程度

▶募集締切／2月13日(水)

▶助成方法／助成候補者に認定された人が、大学等を卒業後6か月以内に県内に居住、かつ対象産業分野へ3年間就業した場合に助成します。*

助成金額は、山形県が日本学生支援機構に対し、繰上返還として支払います。本人にはお支払いいたしません。

▶助成金額／助成候補者の認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

(例) 4年生大学を卒業した場合：
26,000円×48か月=1,248,000円

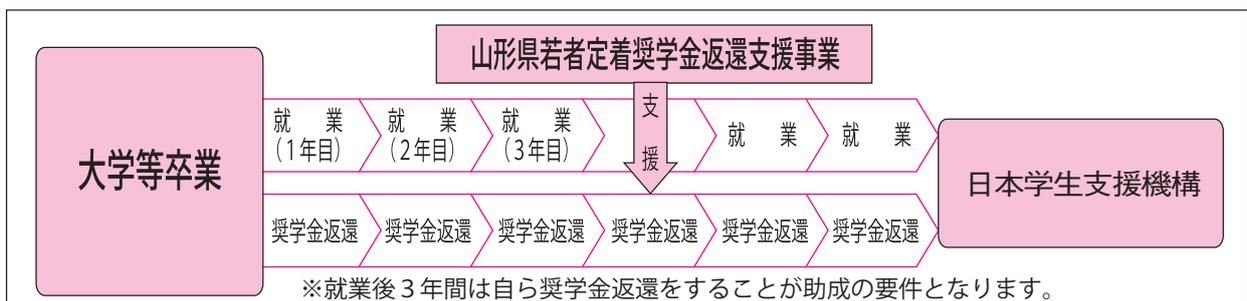
を支援します。

▶応募方法／次の書類を、標記の募集期間内に町企画財政課へ提出してください。すでに奨学金貸与を受けている人と奨学金貸与を受けることが決定している人は①と④を、大学等へ入学後に貸与を受けることを予定している人は①～③を提出してください。

- ①助成候補者認定申請書（様式は当方で指定しますのでお問い合わせください）
- ②成績証明書（今年度高校卒業見込みの人は高校の成績証明書、大学等に在学中の方は大学等の成績証明書）
- ③家計支援者の所得に関する証明書の写し
- ④予約採用決定通知書または奨学金貸与証明書の写し
- ※この他にも様々な条件がありますので、事前にお問い合わせください。

▶助成候補者の認定／書類審査により選考し、その結果を平成31年3月末までに文書で通知します。

※高島町以外の県内に居住した場合は助成金額が2分の1に減額となります。



お知らせ

平成31年高畠町成人式

町社会教育課

☎(52) 4 4 8 7

平成31年高畠町成人式は4月29日(昭和の日)に行います。対象者には3月下旬にご案内を送ります。みなさんのご出席をお待ちしています。

▶日時/平成31年4月29日(昭和の日)
13時30分式典開始(12時30分開場)

▶場所/高畠町文化ホールまほら

▶対象者/平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人



▶案内送付者(申込不要)/

新成人本人の住所登録が町内にある人
町内中学校を卒業し、家族が町内在住の人

④注 申込みが必要な人

町内中学校を卒業し、家族全員が町外に転出した人
町外中学校を卒業し、本人の住所が町内にない人
申込みが必要な人は3月15日(金)まで町社会教育課へご連絡ください。

募 集

『看護師等奨学資金』の貸付を行います

町公立高畠病院総務課

☎(52) 1 5 0 0

公立高畠病院では、看護師等の養成施設に在学する人へ月額7万円の奨学資金の貸与を行います。

▶応募資格/次の要件をすべて満たす人

- ①看護師等養成のための学校もしくは養成所(以下「養成施設」という。)に在学している、または在学が決定した人
- ②養成施設を卒業後直ちに公立高畠病院に看護師として勤務する意思を有する人
- ③同種の奨学資金の貸付けを受けていない人
- ④奨学資金の貸付決定を受けてから10日以内に、連帯保証人(父母も可能)を立てられる人

▶募集人員/2人

▶募集期間/1月17日(木)~2月20日(水)

▶選考方法/1次選考:書類審査、2次選考:個別面接

▶貸与金額/月額70,000円(無利子)

▶貸与期間/原則として、平成31年4月から養成施設を卒業する月まで、四半期ごとに貸付けます。

▶応募方法/必要書類を郵送または持参してください。

【提出書類】

- ①看護師等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)
- ②履歴書
- ③成績証明書(養成施設または最終出身校のもの、発行3か月以内)

※①、②は病院ホームページからダウンロードできます。

お 願 い

踏切事故に注意しましょう

町生活環境課生活安全係

☎(52) 4 4 7 1

- ①踏切の手前では、必ず一旦停止し、安全を確認してから渡ってください。
特に、冬季間は路面凍結によるスリップに備え、踏切手前では十分に減速しましょう。
また、積雪等により踏切が確認しにくい場合があります。誤って線路に進入しないよう、しっかり確認してから通行してください。
- ②警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめてください。
- ③踏切の中に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり車を前進させてください。(遮断棒は、車で押せば前方に跳ね上がります。)
- ④踏切内で動けなくなった場合(脱輪等)は、まず列車を止めてください。
☞非常ボタンがある時は、カバーの上から強く押してください。信号機が作動し、列車に異常を知らせます。
☞非常ボタンがない時は、列車に向かって大きく手を振るなどして危険を知らせてください。発煙筒や赤色の物を使用すると効果的です。
☞列車が停止した後、付近の人等の協力を得て脱出してください。

※脱出後は、最寄の駅に連絡してください。

平成30年1月から11月末までの交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高畠町	83(-39)	1(±0)	118(-41)
南陽市	123(-45)	1(+1)	152(-73)

※増減は前年同時期との比較です

お知らせ

国民健康保険年間医療費 「医療費控除の明細書」として活用できます

町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

高 島町国民健康保険では、健康や医療費について
関心をお持ちいただくとともに、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくため、2か月に一回はがき形式で医療費の額についてお知らせしております。

今回、はがき形式の医療費のお知らせとは別に、「医療費控除の明細書」として活用できる年間分の「医療費のお知らせ」を発行いたします。発送は2月上旬を予定しています。

お知らせの対象期間は、平成29年11月から平成30年10月診療分までとなります。

以下のような場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

- ①「医療費のお知らせ」に未記載の医療費がある場合（平成30年11月、12月診療分等）
- ②高額療養費等の払い戻しを受けている場合
- ③「医療費のお知らせ」の記載内容に訂正や追記が必要な場合

〒999-9999 山形県東置賜郡高島町大字高島000番地 高島 太郎 様		保 険 者 高島町				
カスタマーコード NN_99999		被保険者証記号・番号 628・12345				
<p>このお知らせは、 ・医療費や保険料(税)の請求書ではありません。 ・医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として活用することができます。 ・平成29年11月から平成30年10月までの1年間にかけた医療費を表示しています。 表裏もご覧ください。</p>						
<p>国民健康保険の医療費のお知らせ</p> <p>あなたのご家庭で病気や負傷のために国民健康保険で受診された医療費をお知らせします。 ご家庭の医療費がどのくらいかかっているかをご確認いただき、健康増進に努める機会を高めていただくとともに、健康な家庭をつくるための参考にいただければ幸いです。</p> <p>【お問い合わせ先】 〒999-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町 町民課 医療給付係 TEL 0238-92-1327</p>						
医療を受けた方	医療機関等の名称	受診年月	医療費の区分	日数(回数)	医療費の総額(円)	支払った医療費の額(円)*
高島 太郎 様	〇〇病院	29/12	医科入院	10	682,000	35,400*
高島 太郎 様	〇〇病院	29/12	外傷	30	20,000	6,300
高島 太郎 様	〇〇病院	29/01	医科入院	3	37,360	11,208
高島 花子 様	〇〇眼科	30/03	医科入院	2	14,938	4,474
高島 花子 様	〇〇調剤	30/03	調剤	2	3,258	975
医療費控除見込額 (区別1~区別10)		16,662 円	医療費の総額の合計(円)及び 支払った医療費の額の合計(円)		757,540	58,362

▶医療費控除の申告に関する問合せ先／
税務署または町税務課住民税係 ☎(52) 4 4 7 7

お知らせ

家族介護者交流会(日帰り)

町社会福祉協議会 ☎(52) 4 4 8 6
町健康長寿課高齢者支援係 ☎(52) 4 4 7 8

同じ立場の介護者と語り合い、心と体をリフレッシュしてみませんか？

▶対象者／在宅で要介護1以上の人を介護している人
※介護を受けている人が、3か月以上の長期入院や施設入所をされている場合は参加できません。
※今年度すでに宿泊交流会に参加された人は申し込みできません。

▶場所／かみのやま温泉「古窯」

▶日時／1月29日(火)、2月27日(水)
上記1回のみ参加できます。

▶参加費／1,000円

▶定員／各回とも15人程度(先着順)
定員になり次第締め切らせていただきます。

お願い

冬の事故にご注意を！

町総務課危機管理係 ☎(52) 3 7 4 4

雪下ろしや機械除雪作業は事故が発生しやすく、特に高齢者が事故に遭うケースが多くなっています。雪下ろし中、機械除雪中の危険を理解し、安全に作業を行いましょう。

◆安全な機械除雪作業のポイント◆

- ◎作業中は周りに人がいないことを確かめる
- ◎除雪機のシュート詰まりには、必ずエンジンを停止して雪かき棒で行う
- ◎作業時以外は、エンジンを停止する
- ◎屋根からの落雪にも注意する
- ◎後進時は、後方の障害物、段差、崖にも注意

◆安全な雪下ろしのポイント◆

- ◎作業は二人以上で行う
- ◎ヘルメットを着用するなど安全な服装で
- ◎はしごは、しっかり固定
- ◎高所作業(2m以上)では命綱は必須
- ◎道具は使いやすいものを
- ◎気温が高い時は、屋根の雪のゆるみに注意
- ◎体調管理は万全に(準備運動で体を温め、早めの水分補給)

